

(様式2)

随意契約の結果の公表

4月契約分

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	健康福祉部	
						随意契約とした理由	備考
特殊排水処理設備保守点検業務委託	H27.4.1	株式会社クリタス中国四国支店 広島県広島市中区榎町2-15	2,404,080	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	当該設備は契約相手方が設置施工したものであり、特殊な工程により排水処理しているため、当社以外に保守管理業務を遂行できないため	
民生児童委員研修事業委託	H27.4.1	島根県民生児童委員協議会 松江市東津田町1741-3	6,020,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は民生児童委員の資質向上を図るための研修を行うものであるが、契約相手先は県内の民生児童委員が加入し、会員の資質向上に努めており、本事業が目的とする最も効果的な研修の実施が可能である。	
離島・中山間地域における介護福祉士確保事業の実施に係る委託契約	H27.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	1,200,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は、離島・中山間地域における介護福祉士確保を図るために介護職場での体験事業や介護福祉士養成施設等への就業ガイダンスや求職票の登録・施設とのマッチングを行うノウハウを必要とするが、契約先は島根県社会福祉協議会で、実施主体は社会福祉法第93条第1項の規定に基づき「島根県福祉人材センター」であり、他の団体には本事業の履行はできない。	
島根県福祉人材センター運営事業委託契約	H27.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	114,964,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は、社会福祉事業者が質の高いサービスを提供できる人材を確保するため、従事者及び従事しようとする者に無料職業紹介や就職説明、人材確保相談、従事者研修等を実施するものである。契約先は島根県社会福祉協議会で、実施主体は社会福祉法第93条第1項の規定に基づき「島根県福祉人材センター」であり、他の団体には本事業の履行はできない。	
生活困窮者就労・社会参加支援体制整備推進事業業務委託	H27.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	3,844,640	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	当該法人は、平成25年度から26年度にかけ、生活困窮者自立支援促進モデル事業を県から受託し、自立相談支援事業等についての研修会を企画実施するなど実務について深い理解を有している。さらに、低所得者、高齢者、障がい者等に対する資金貸付事業や生活援助・指導の実績がある。 また、当該法人は全県を事業エリアにし、各市町村の社会福祉協議会や全県的な福祉関係団体との連携体制を構築しているため、どの地域においても活動を展開することができる。	
平成27年度 訪問看護に関する研修実施業務	H27.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	2,050,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	当該法人は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同法人のみであるため。	
平成27年度しまね地域医療支援センター事業委託契約	H27.4.1	一般社団法人しまね地域医療支援センター 理事長 井川幹夫 島根県出雲市塩冶町89番地1	89,092,508	第167条の2第1項第2号	医療政策課	一般社団法人しまね地域医療支援センターは、島根大学・県内病院・医師会・市町村・県の47団体を会員とし、県内での医師のキャリア形成等を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与することを目的として、平成25年3月21日に設立登記された団体である。 本事業は、医師のキャリア形成支援等を行い、医師の県内定着を促すことにより、県内の地域医療の確保を図るための事業であり、本事業を確実に遂行できる団体は当該法人以外にない。	
平成27年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託契約	H27.4.1	総合メディカル株式会社広島支店 支店長 村上和則 広島県広島市中区胡町4-21	1,998,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	平成27年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託企画提案競技審査要綱に基づき、審査委員会において決定した業者であるため。	
平成27年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託契約	H27.4.1	株式会社リンクスタッフ 代表取締役 杉多保昭 東京都港区赤坂4-9-17 赤坂第一ビル5F	1,998,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	平成27年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託企画提案競技審査要綱に基づき、審査委員会において決定した業者であるため。	
平成27年度県立松江高等看護学院管理運営業務委託	H27.4.1	一般社団法人 松江市医師会 会長 野津立秋 島根県松江市西島島2-2-23	110,724,840	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化する医療ニーズや県民の多様なニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における病院などでの臨地実習の充実が重要であり、そのためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 一般社団法人松江市医師会は、現在准看護師養成所も運営しており、養成所の運営に関する能力を有しており、併せて、実習等における地域の医療機関との協力も円滑に実施している。 こうしたことから、県立松江高等看護学院の運営及び教育を任せることのできる団体は、当該法人以外にない。	
平成27年度県立石見高等看護学院管理運営業務委託	H27.4.1	公益社団法人 益田市医師会 会長 狩野卓夫 島根県益田市遠田町1917-2	197,601,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化する医療技術や県民の多様な医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における医療機関での臨地実習の充実が重要であり、臨地実習を充実させるためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 また、益田市医師会は、県立石見高等看護学院が設置されるまで准看護師養成所を運営しており、養成所の運営に関する能力を有している。併せて、臨地実習等における地域の医療機関との連携も円滑に実施されている。 以上より、県立石見高等看護学院の管理運営を任せることが可能な団体は、当該法人以外にない。	
平成27年度島根県認定看護師教育機関開設準備事業委託契約	H27.4.1	公立大学法人 島根県立大学 理事長 本田雄一 島根県浜田市野原町2433-2	12,900,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	島根県立大学では、平成25年10月にしまね看護交流センター(出雲キャンパス内)を設置し、県内における看護学の学習機会を積極的に提供している。センターでは医療の高度化・多様化や社会情勢の変化に対応した安全で質の高い看護を提供するためのキャリア形成を支援している。こうした取り組みは、本事業の目的に合致している。 また、認定看護師養成機関の開設にあたっては、公益社団法人日本看護協会より認定看護師教育機関としての認定を受ける必要があるが、その認定を受けるために必要な看護教員及び実習施設の確保、教育カリキュラムの作成等を行うことのできる体制が整っているのは、県内では島根県立大学のみである。 以上より、本事業を実施できる団体は当該法人以外にないものとする。	
平成27年度新人看護職員多施設合同研修事業委託契約	H27.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	2,380,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成27年度島根県ナースセンター事業委託契約	H27.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	16,110,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護師等教育研修事業の委託実績がある。 本事業は、看護職員の確保、資質向上及び勤務環境改善等を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。	
平成27年度移植医療普及啓発事業委託契約	H27.4.1	公益財団法人 ヘルスサイエンスセンター島根 理事長 広沢 卓嗣 出雲市塩冶町223-7	19,765,994	第167条の2第1項第2号	医療政策課	当該法人は、①移植医療に関する普及啓発等を目的に設立された法人である、②複合バンクである「しまねまごころバンク」が設置され、厚生労働省から眼科のあっせん業許可を県内で唯一受けている団体である、③移植医療に関する普及啓発活動者関係者間の連絡調整等を行う臓器移植コーディネーターが県内で唯一配置されていることから、当該事業を実施可能な事業者は、本県では当該法人のみのため。	
平成27年度地域医療連携人材育成事業委託契約	H27.4.1	特定非営利活動法人 しまね医療情報ネットワーク協会 理事長 泰 正 出雲市塩冶有原町2-19-3	5,298,480	第167条の2第1項第2号	医療政策課	当該法人は、しまね医療情報ネットワーク(愛称:まめネット)の運営主体であり、県内各医療機関との連携業務の運用を熟知し、また、まめネットの有する各種機能全般についての深い知識、及び効果的かつ効率的な運用のためのノウハウを持つ唯一の法人である。 本事業は、まめネットを使った病連携、病診連携の運用支援業務を通じて、これらの業務知識やまめネットを活用した業務の効果的、効率的な遂行のための知識やスキルを身に着けるための事業であり、当該事業を確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。	
平成27年度まめネットセキュリティ管理者育成事業委託契約	H27.4.1	特定非営利活動法人 しまね医療情報ネットワーク協会 理事長 泰 正 出雲市塩冶有原町2-19-3	2,732,400	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は、まめネットの運営主体である当該法人において、現期限付き職員として雇用している職員に対するセキュリティ管理者としての人材育成を行い、正規職員としての定着を図るものであり、まめネット運営主体であり、かつ、高度なセキュリティや運用管理に関するノウハウ等について、産学による知識習得だけでなく、それらの知識を活用して当該法人におけるセキュリティ管理、運用管理規程の整備の業務をOJTで実施し、技能習得を図ることができているのは、当該法人以外にないため。	
原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談事業支援業務	H27.4.1	国立研究開発法人放射線医学総合研究所 契約担当役員 黒木慎一 千葉市稲毛区穴川4-9-1	8,613,051	第167条の2第1項第2号	医療政策課	○独立行政法人放射線医学総合研究所は、昭和32年に国立研究所として設立され、平成13年に独立行政法人として発足した法人であり、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを設立目的としている。 ○特に、本法人は我が国の原子力防災体制において被ばく医療機関の中核と位置づけられ、高度な緊急被ばく医療を行う放射線障害専門病院としての任務を担っている法人である。 ○また、同法人は「放射線被ばくの健康相談窓口」を設置するなどの実績があり、業務遂行能力を有している法人である。 ○本事業を実施する目的は、安定ヨウ素剤電話相談に寄せられる住民等からの相談・問合せに対し、より高度な医学的知見或いは放射線に関する専門的知見に基づく適切な回答を行うことを目的としている。このような目的を達成し、相談事業の適切な運営を行うためには、同法人の有する専門的知識、相談対応にあたる専門的知識を有する人材、電話相談への対応ノウハウ等が欠かせず、同法人は本事業を委託可能な唯一の団体である。	
原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談業務	H27.4.1	ダイヤル・サービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	34,776,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	○本事業は、原子力防災に用いる安定ヨウ素剤に関する医学的な問合せ電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術・蓄積に加え、原子力防災及び安定ヨウ素剤に関する知識について専門性が求められる。 ○このため、委託業務仕様書では「相談員は、別途指定する専門機関が実施する相談者研修を受講した者であること」とし、相談内容に応じた回答・助言は「専門機関が実施する相談研修の内容等の趣旨に沿った回答・助言であること。」としているところである。 ○当該事業者は、本県が指定する専門機関である放射線医学総合研究所が実施する相談研修を受講した唯一の事業者である。	
「安定ヨウ素剤の事前配布に関する」研修会委託業務	H27.4.24	公益財団法人原子力安全研究協会 理事長 矢川元基 東京都港区新橋5-18-7	2,930,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	○公益財団法人原子力安全研究協会は、文部科学省と経済産業省が共管する特定公益増進法人であり、原子力の平和利用に貢献することを目的に、原子力の安全性に関する特定テーマの研究並びに政府・地方公共団体等の委託による研究を行っている。 ○特に、緊急被ばく医療対策の充実・強化の一環として、効率的で的確な緊急被ばく医療を実施するための技術的・専門的事項、国内外での緊急被ばく医療の状況や研修プログラムのあり方などについて調査研究を行うとともに、実技を含む研修を各原子力発電所立地県等において実施し、医療機関をはじめ関係機関相互の人的・技術的ネットワーク構築に資する活動を行っている団体である。 ○本事業を実施する目的は、万一の原子力災害あるいは放射線事故が発生した場合に備え、原子力発電所から概ね5km圏内の住民に安定ヨウ素剤を事前配布する際に固める医療従事者等が、研修会を通じ正確な安定ヨウ素剤に関する知識を身に付け配布に必要な知識と技術の習得を図ることである。研修会の円滑かつ効果的な運営には、同協会の有する専門的知識、アドバイザー・コーディネーター能力、会議運営ノウハウ等が欠かせず、同協会は本事業を委託可能な唯一の団体である。 ○また、本県では平成17年度から26年度まで委託している実績があることから、事業遂行能力を有していることは明白である。本事業を委託することにより、本県にとっても安定ヨウ素剤に関する専門的な知識の習得に資するものと考えられる。	
島根県小児救急電話相談(#8000)事業委託契約	H27.4.1	ダイヤルサービス株式会社代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	4,848,685	第167条の2第1項第2号	医療政策課	この業務は、小児医療に係る電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術・蓄積や医療に関する知識の両方が求められる中、小児科医師のバックアップ体制が常時とされているとともに、事業検討委員会において、事業内容も評価されているため。	
島根県ドクターヘリ運航連絡調整業務委託契約	H27.4.1	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 北川 昭 愛知県西春日郡豊山町大字豊場字林先1番地1	1,942,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	この業務はドクターヘリ運航に係る各種連絡調整業務であることから、島根県ドクターヘリ運航業務を受託しているものでなければ履行できないため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
保健医療福祉制度等広報啓発業務	H27.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 小村明弘 松江市袖師町1番31号	10,650,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は各種保健医療福祉制度等に関する情報を医療機関に迅速かつ効果的に提供し、理解・協力の促進を図ることを目的としている。 島根県医師会は1,000人を超える会員を有する県下最大の医師職能団体であり、会員の所属する医療機関に迅速かつ効果的に情報提供が行え、かつ医療従事者を対象とした各種保健医療福祉制度等に関する研修会の実施に関しても、多くの会員医療機関に案内が可能であり、多数の参加も期待できる。 このように、県内の医療機関に対して広報や研修を効果的に実施できる団体は島根県医師会しかない。	
島根あさひ社会復帰促進センター診療所透析診療業務	H27.4.1	医療法人社団 輔仁会 理事長 満田一博 広島県広島市東区戸坂千一丁目21番25号	39,690,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は、矯正施設内の診療所という特殊な環境下で実施するものであるとともに、継続的に実施されなければ患者の生命の危機に直結するものである。同法人はこの特殊な環境下での診療をこれまで円滑に実施しており、安定した診療の継続が可能であることから、同法人へ委託するのが適当である。	
島根あさひ社会復帰促進センター診療所診療報酬算定業務	H27.4.1	株式会社ソラスト 広島支社 支社長 酒井洋行 広島県広島市中区基町11-10	3,110,400	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は、矯正施設内の診療所という特殊な環境下で実施するものであり、施設内での規則等を十分に習得する必要がある。そのため、導入当初から継続して業務実施しており、その特殊な環境の状況を承知している同社へ委託するのが適当なため。	
助産師卒業後教育研修プログラム構築・運用事業委託	H27.4.1	公益社団法人 島根看護協会 会長 春日順子 松江市袖師町7-11	2,290,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	「社団法人島根看護協会は、看護職の職能団体であり、質の高い看護サービス提供のために、知識・技術の向上と社会的地位の向上を目指しており、研修会など生涯学習支援をすすんで実施している団体である。 上記協会内組織である助産師職能委員会において、助産師特有の課題やそれに応じた研修の企画・運営ができて、本業務の実施が可能ないし唯一の団体であるため。	
島根県訪問看護師確保対策事業	H27.4.1	株式会社 建装 代表取締役 島根県出雲市平田町1733-6	1,067,307	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	本事業は、提出された事業計画書審査の上、適正と認める事業所を選定しており、競争入札にじまないため。	
島根県訪問看護師確保対策事業	H27.4.1	有限会社 ウェルガーデン たんぽぽ 代表取締役 島根県出雲市塩冶町1978-2	1,341,305	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	本事業は、提出された事業計画書審査の上、適正と認める事業所を選定しており、競争入札にじまないため。	
島根県訪問看護師確保対策事業	H27.4.1	公益社団法人島根看護協会 会長 松江市袖師町7-11	1,563,855	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	本事業は、提出された事業計画書審査の上、適正と認める事業所を選定しており、競争入札にじまないため。	
H27年度援護システムの運用支援に係る委託	H27.4.1	三菱電機株式会社 官公システム部長 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	1,498,176	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	厚生労働省の指定による。(援護システムは、厚生労働省、データセンタ、サポートセンタと各都道府県をネットワークで結び各種の援護業務を行うものとして厚生労働省が整備したものであり、システムに関する運用支援業務の契約にあたっては、作業と経費の効率化、サービスレベルの均一化等を図ることから、同省が入札した業者と各都道府県が契約を行うよう指定されているため。)	
H27年度しまね認知症コールセンター事業	H27.4.1	公益社団法人 認知症の人と家族の会 島根県支部 代表世話人 出雲市今市町1213	1,800,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる指導者(認知症の人、家族、介護者、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。委託業務は、認知症の電話相談であり、家族会は電話相談による支援活動を県内で実施している唯一の団体で、この業務を企画、実施できる唯一の団体である。	
H27年度しまね認知症疾患医療センター運営事業	H27.4.1	国立大学法人 島根大学(受託事業) 学長 松江市西川津町1060	3,000,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根大学医学部附属病院は、島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成23年6月23日付で認知症疾患医療センターに規定を受けており、この事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。	
平成27年度介護給付適正化業務	H27.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 理事長 松江市学園一丁目7番14号	4,514,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該業務は、国民健康保険団体連合会が開発した介護給付適正化システムを使用し、給付適正化に資するデータ等の確認を行うもので、介護保険の給付管理を行う島根県国民健康保険団体連合会がこの事業を遂行できる唯一の機関であるため。	
H27年度介護の就職チャレンジ支援事業	H27.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 会長 松江市東津田町 1741-3	6,000,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該団体は社会福祉法の93条に基づき、県ごとに1団体に限り定められる福祉人材センターに指定されており、今回の事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。	
平成27年度介護保険指定事業者管理システム運用支援業務	H27.4.1	株式会社 マンケイ 代表取締役社長 松江市乃木福富町735番地211	2,775,600	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	平成10年度末に一般競争入札によって介護保険指定事業者管理システムが導入され、このシステムによって指定事業者の情報管理を行っているが、平成11年度末及び平成17年度末には制度改正により大幅な仕様変更が行われたことから非常に複雑なシステムとなっている。このシステムへの入力修正作業、データベース管理、インターネット接続のための連携ファイルの出力等は、システム設計と密接した関係があり、これらのシステムを構築した業者以外が業務を行うことができないため。	
島根県ステップハウス提供事業業務委託契約	H27.4.1	非公表	2,056,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	・DV被害者は心身ともに傷ついた状態にあり、2次的被害防止のためには、DV被害者の特性を十分理解した職員配置が必要であること。 ・恒常的に職員が勤務し、常に対象者の受け入れ可能な体制が組織的に確保されていること。 ・DV被害者が自立するためには、就職先の多い松江市内にステップハウスを設置できる団体であること。	
新卒保育士確保支援事業委託業務	H27.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内)	2,167,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した社会福祉法人は県内で唯一であるため。	
保育士・保育所支援センター開設等事業委託業務	H27.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内)	12,000,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した社会福祉法人は県内で唯一であるため。	
里親支援機関事業業務委託契約書	H27.4.1	島根県里親会会長 落合 慧 松江市西川津町3090-1	4,935,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	里親制度の推進や社会的養護に関する理解と熱意が必要であり、日頃から要保護児童の養育に取り組んでいる里親により組織される島根県里親会に委託することが、最も円滑かつ効果的に事業を推進できるため	
ひとり親家庭生活支援等事業	H27.4.1	一般財団法人 島根県母子寡婦福祉会連合会 (松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内)	1,336,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	当該団体は、母子寡婦福祉の増進を図ることを目的とする県内唯一の法人であり、外に委託先として適当な団体がいないこと及びこれまでの母子家庭等対策事業(県母子福祉センター管理運営事業)の委託実績がある。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
島根県母子福祉センター管理運営業務委託契約	H27.4.1	一般財団法人 島根県母子寡婦福祉会連合会 (松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内)	8,592,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	当該業務は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦に対して各種の相談に応ずるとともに、経済的基盤の弱い母子家庭の母及び寡婦を対象に、就労のための技術を身につけさせることにより、経済的基盤の確立と自立促進を図ることを目的としており、その目的を達成するためには、母子寡婦福祉の振興、推進等の活動を行える組織力、情報収集力等が不可欠である。 当該団体は、県下全域を対象とした唯一の母子寡婦福祉団体であり、活動実績、組織力及び情報収集力等から本業務を確実に遂行できる体制を十分に整えており、本業務を遂行できる委託先は、(一財)島根県母子寡婦福祉会連合会以外にない。	
保育士登録業務	H27.4.1	社会福祉法人日本保育協会 東京都千代田区麹町1丁目6-2 アーバンネット麹町ビル6階	1,918,500	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	全国の都道府県から登録事務を受託しており、本業務を実施できる委託先が(社福)日本保育協会以外にないため。	単価契約 保育士証の交付3,628円 〃 の書換え交付1,382円 〃 の再交付950円 (全国統一単価)
地域が一体となった子育て・子育て拠点づくりモデルの開発業務	H27.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内)	4,182,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	・子育てや子育ては個々の家庭だけではなく地域全体で取り組んでいく必要があり、その中には高齢者や地域の様々な担い手が参画するべきである。 ・島根県社会福祉協議会は、福祉団体(民児協、保育協、老連、地域組織など)の事務局として県内の活動を総括しているため、地域での活動について事例やノウハウ、人脈を蓄えている。 ・また、全国社会福祉協議会では「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム みんなで取り組む地域の基盤づくり」とし、子ども・子育て家庭への支援にむけた地域の基盤づくりに取り組んでおり、同じ社会福祉協議会として、情報の共有、ノウハウ伝授も容易に行うことができる。 ・この事業について、実践を通じて普及啓発をすることとしているが、島根県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会と連携して県内へ普及啓発が可能である。 以上のことから、本事業を委託できる相手方は、島根県社会福祉協議会以外にない。	
生の楽習講座	H27.4.8	一般社団法人島根県助産師会 (出雲市湖陵町1644-1)	6,625,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	島根県助産師会は、平成14年から、県内の幼児、児童・生徒、学生、保護者等を対象に、「助産師による「命の尊さ」妊娠・出産の感動・素晴らしさ」「親子の絆」(親子に関する事前講座(パーソナルプロジェクト))を実施していること、講座の企画、関係機関との調整、運営等も適正に行われており、十分な成果をあげている。また、平成26年度も「生の楽習講座」を委託しており、今回の事業も昨年度の事業の継続であることから、本事業を委託できる相手は、一般社団法人島根県助産師会以外にない。	
子どもの活動ファシリテーション養成事業	H27.4.15	特定非営利活動法人 しまね子どもセンター (大田市大田町ハ286番地)	2,584,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	しまね子どもセンターは、設立当初から子どもの社会参画機会の拡充を進め、平成13年度から「子どものサポート事業」、平成14、15年度には「子どものファシリテーター養成講座」を実施。また、平成19年度からは、子どもの社会参加プログラムを実施するなど事業実績があり、事業の企画、関係機関との調整、運営等も適正に行われており十分な成果をあげている。また、平成26年度は「親子で参画できるプログラム開発と促進者(ファシリテーター)養成事業」を行い、今回の事業も昨年度の事業の継続であることから、本事業を委託できる相手方は、特定非営利活動法人しまね子どもセンター以外にない。	
NPO等民間団体のネットワーク会議及ババママ応援イベント開催事業	H27.4.15	特定非営利活動法人 しまね子どもセンター (大田市大田町ハ286番地)	1,297,000	第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	県内で、子育て支援活動に取り組むNPO等の情報交換と協働のネットワークである「つながるネット」の事務局を特定非営利活動法人しまね子どもセンターが担っており、県内のNPO等とつながりが深く、活動状況等を把握している。県内で子育て支援に取り組んでいるNPO等の中間支援を行っているのはこの団体しかなく、昨年度もネットワーク会議を開催しており、事業実績もあるため、本事業を委託できる相手方は、特定非営利活動法人しまね子どもセンター以外にない。	
島根県障がい者スポーツ振興事業委託	H27.4.1	公益財団法人島根県障害者スポーツ協会 松江市東津田町1741-3	39,023,145	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県障がい者スポーツ振興事業は、県障がい者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、選手の強化育成を行う事業であり、この事業の実施にあたっては、県内の障がい者・障がい者団体・教育機関・スポーツ団体等と密接な連携が必要である。 島根県障害者スポーツ協会は、これらの関係機関等で組織する「評議委員会」を設置するなど、その連携体制が整備されている県内における中核的な団体であり、この団体に本事業を委託することが適当であるため。	
あいサポート運動推進事業委託	H27.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	3,679,128	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	あいサポートメッセージを養成するための研修会を実施し、メッセージの登録・管理、あいサポーター研修会の受付、講師派遣、実施、結果報告を行うとともに小学生向け教材の作成を行うものである。 島根県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、地域福祉の推進や社会福祉事業に関する連絡調整を主たる目的とする公的な法人である。 あいサポート運動推進事業を県内で広域的に実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。	
島根県地域生活定着支援センター運営事業委託	H27.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	18,750,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	1. 本事業は、矯正施設出所者を適切な福祉サービスに繋げ、地域生活への定着を図ろうとするものであり、島根県社会福祉協議会は各福祉サービスの利用調整や受入施設の支援が可能である。 2. 専門的な立場で保護観察所、矯正施設等との調整ができる。 3. 矯正施設退所者が居住する場に応じて全県的な支援・調整が可能である。 以上のことから、本事業を委託できる相手方は、島根県社会福祉協議会以外にない。	
平成27年度障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業及び平成27年度島根県障がい者虐待防止・権利擁護研修事業委託	H27.4.1	一般社団法人島根県社会福祉士会 松江市東津田町1741-3	2,800,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	専門職チーム派遣事業については、障がい者虐待への速やかな対応・専門家による助言等が必要となる。また、研修事業については、企画立案から研修講師に至るまで、社会福祉士の専門的見地からの関わりが不可欠となっており、全県をカバーすることのできる当該法人が事業目的を達成することができる唯一の団体である。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成27年度強度行動障がい(児)者処遇支援体制整備事業業務委託	H27.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	6,140,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県社会福祉事業団の運営する障害者支援施設「光風園」は、県内で唯一強度行動障がい者支援のための専用棟を有し、従前から支援に取り組み、実績をあげているところであり、強度行動障がいというきわめて特異な障がい態様を考慮すると、当法人以外では事業目的を達成することが不可能なため。	
平成27年度島根県発達障害者支援センター(東部発達障害者支援センター)運営事業委託	H27.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476番地1	30,298,446	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、審査の上、同法第14条第1項の規定により指定しており、当該法人はこの事業実施に必要な体制、技術等を有していると認められるため。	
平成27年度島根県発達障害者支援センター(西部発達障害者支援センター)運営事業委託	H27.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559番地2	30,130,406	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、審査の上、同法第14条第1項の規定により指定しており、当該法人はこの事業実施に必要な体制、技術等を有していると認められるため。	
平成27年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業委託	H27.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476番地1	15,410,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	さざなみ学園は、島根県から、平成18年4月1日に当該法人に移管された施設であり、移管前から実施していた本事業を引き続き実施する必要があるため。	
平成27年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業委託	H27.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559番地2	13,398,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	こくぶ学園は、島根県から、平成18年4月1日に当該法人に移管された施設であり、移管前から実施していた本事業を引き続き実施する必要があるため。	
平成27年度島根県障がい児等療育支援事業委託	H27.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1927	2,307,500	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する松江整肢学園は、松江圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
平成27年度島根県障がい児等療育支援事業委託	H27.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1927	2,315,600	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する島根整肢学園は、浜田圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
平成27年度島根県障がい児等療育支援事業委託	H27.4.1	社会福祉法人四ツ葉福祉会 松江市古志町1551番地4	1,028,610	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する四ツ葉園は、松江圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
平成27年度島根県障がい児等療育支援事業委託	H27.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市三刀屋町古城49-1	1,658,700	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置するさくら教室は、雲南圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
平成27年度島根県障がい児等療育支援事業委託	H27.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1927	1,579,600	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置するあゆっこ益田は、益田圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
平成27年度島根県障がい児等療育支援事業委託	H27.4.10	出雲医療生活協同組合 出雲市塩冶町1536-1	1,063,500	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人が設置する児童発達支援センターわかこは、出雲圏域において療育に関する中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。	
平成27年度子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院相談支援体制強化事業業務委託	H27.4.1	島根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	8,917,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該病院は県立病院であり、児童精神科等子どもの心の専門医を有し、児童思春期病棟(若松病棟)を設置するなど、児童思春期の精神科医療で高い評価を得ており、この事業実施に必要な体制、技術等を有していると認められるため。	
平成27年度島根県障害者社会参加推進センター運営業務及び島根県地域生活支援事業業務	H27.4.1	島根県障害者社会参加推進センター 松江市東津田町1741番地3	40,530,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該機関は、国の要綱に基づき設置されたものであり、障がい者の総合的な社会参加の推進を図ることのできる県内唯一の機関であり、県地域生活支援事業を関連団体と連携を取って実施できる唯一の機関であるため。	
平成27年度島根県聴覚障害者情報センター運営業務	H27.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741番地3	23,239,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人は、聴覚障がい者に対する支援を長年行ってきた実績を有し、委託事業を遂行する専門的な人材、実施体制を整えており、適切な業務を実施し、センターを利用する聴覚障がい者の自立支援が可能である。委託事業を適切に実施できる法人は他にないため。	
平成27年度島根県西部視覚障害者情報センター運営業務	H27.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741番地3	29,506,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該法人は、聴覚障がい者に対する支援を長年行ってきた実績を有し、委託事業を遂行する専門的な人材、実施体制を整えており、適切な業務を実施し、センターを利用する聴覚障がい者の自立支援が可能である。委託事業を適切に実施できる法人は他にないため。	
平成27年度精神科救急医療業務委託	H27.4.1	島根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	43,869,120	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成27年度精神科救急医療業務委託	H27.4.1	医療法人同仁会海星病院 出雲市大津町3656番地1	1,500,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成27年度精神科救急医療業務委託	H27.4.1	島根県立中央病院 出雲市姫原四丁目1-1	1,512,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成27年度精神科救急医療業務委託	H27.4.1	医療法人恵和会石東病院 大田市大田町大田イ860番地3	4,538,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成27年度精神科救急医療業務委託	H27.4.1	社会医療法人清和会西川病院 浜田市港町293番地2	4,538,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成27年度精神科救急医療業務委託	H27.4.1	医療法人正光会松ヶ丘病院 益田市高津四丁目24番10号	4,538,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成27年度措置入院患者移送業務委託	H27.4.1	日本交通株式会社 松江市東朝日町278番地3	1,069,600	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	措置入院患者の移送は全県域において行われ、移送区間も圏域をまたがる場合がある。このため、委託先は全県域において営業していることが望まれ、対象企業が県内においては1社しかないため。	
平成27年度自死予防電話相談員養成事業実施業務委託	H27.4.1	社会福祉法人島根いのちの電話 松江市東津田町1741番地3	3,600,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	同法人は、昭和54年に設立されて以来、県内で唯一の常設の電話相談機関としてボランティアの電話相談員により運営され、人生の悩みに関する相談をはじめとする様々な電話相談に応じてきており、同様の活動を行っている団体は同法人の他にないため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
障がい者就労事業振興センター業務委託	H27.4.1	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター 松江市東津田町1741番地3	34,930,764	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センターは、平成22年度に設置された島根県障がい者就労事業振興協議会が発展しNPO法人であり、スタッフはこれまで就労事業振興センター業務を受託してきた社会福祉法人からの転籍など障がい者の就労支援に関するノウハウの蓄積があり、高い事業効果が見込まれる。 また、島根県障がい者就労事業振興協議会等において各障がい者団体の長に、上記法人へ委託することについて承認を得ている。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H27.4.1	社会福祉法人桑友 島根県松江市天神町93番地	10,759,200	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H27.4.1	社会福祉法人親和会 島根県出雲市神西沖町2476番地1	10,909,200	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H27.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 島根県雲南市三刀屋町古城42番地2	8,156,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H27.4.1	社会福祉法人亀の子 島根県大田市長久町長久口267-6	8,546,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H27.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 島根県浜田市金城町七条ハ559番地2	10,459,200	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H27.4.1	社会福祉法人希望の里福祉会 島根県益田市高津三丁目23番地1号	10,279,200	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H27.4.1	社会福祉法人わかば 島根県隠岐郡隠岐の島町岬町の津四309番地1	3,980,360	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
高次脳機能障がい者支援コーディネーター業務委託	H27.4.1	医療法人エスポアル出雲クリニック 出雲市小山町361-2	2,630,000	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	選定法人は、平成18年度に先駆的取組事業所としてモデル事業を実施し、平成19年度からは圏域相談支援拠点業務を受託実施している。 また、医療機関として、高次脳機能障がい者を専門とした外来・デイケアも開設している。 さらに、平成21年度から当委託業務を年間契約した支援コーディネーターが職員として所属し、研修会や施設への指導等を行うなど十分な実績を有しており、家族支援活動へのアドバイザー参加、個別ケースの相談支援を行うなど、当事者、家族並びに支援団体から厚い信頼も待っている。 本県において、当該事業を熟知し遂行できる施設は選定法人に限られ、平成23年度から支援コーディネーター業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H27.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	1,187,690	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	平成18年度に先駆的取組事業所としてモデル事業を実施し、平成19年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H27.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市三刀屋町古城42-2	1,187,690	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	公募の結果、選考委員会により選定され、平成20年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H27.4.1	医療法人エスポアル出雲クリニック 出雲市小山町361-2	1,187,690	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	平成18年度に先駆的取組事業所としてモデル事業を実施し、平成19年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H27.4.1	社会福祉法人亀の子 大田市長久町長久口267-6	1,187,690	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	公募の結果、選考委員会により選定され、平成20年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障害者圏域相談支援拠点業務委託	H27.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	1,187,690	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	公募の結果、選考委員会により選定され、平成19年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障害者圏域相談支援拠点業務委託	H27.4.1	社会福祉法人はびねす福祉会 益田市横田町2087-1	1,187,690	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	公募の結果、選考委員会により選定され、平成19年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	H27.4.1	社会福祉法人わかば 隠岐郡隠岐の島町岬町の津四309-1	1,187,690	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該圏域において実施要綱第4条に規定する要件を備える既存施設が他にないため平成21年度から圏域相談支援拠点業務を受託実施、トラブルなく良好に契約履行できている。	
自立支援医療費(精神通院医療)支給再認定申請書入力業務委託	H27.4.1	社会福祉法人ふらっと 松江市石橋町225	90	第167条の2第1項第3号	心と体の相談センター	障害者支援施設からの役務の提供を受けるため	単価契約 1,273,320円
精神保健管理システム貸借	H27.4.1	アイビースステム(株) 石川県金沢市問屋町1丁目587-11	842,400	第167条の2第1項第2号	心と体の相談センター	当該システムは平成12年度に導入したものであり、以来島根県版にカスタマイズし利用している。よって現在の契約業者でなければ契約を履行できなかったため。	
平成27年度献血推進員設置事業委託	H27.4.1	日本赤十字社島根県支部 松江市内中原町40番地	4,027,968	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務は、移動採血車の配車計画に基づく各配車地域の企業・団体への協力依頼、血液不足時の緊急な献血要請などを行うものであり、血液センターの組織体制、移動採血車の稼働状況、血液の在庫状況等の常時周知把握を行うなど、血液センターの業務と密接不可分の関係にあるため、血液センターを設置している日本赤十字社島根県支部以外にない。	
狂犬病予防注射PR新聞広告制作・掲載業務委託	H27.4.1	(株)山陰中央新報社 松江市殿町383	1,063,800	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	当該業者でなければ納入できないため	